

第 9 3 号議案 佐世保市税条例の一部を改正する条例制定の件

1 改正の主旨

地方税法の一部改正に伴い、軽自動車税環境性能割を導入するとともに、現行の軽自動車税の名称を軽自動車税種別割に変更し、軽自動車税種別割において、一定の環境性能を有する軽四輪車等の税率軽減の延長などを行うものです。

(1) 固定資産税及び都市計画税

(2) 軽自動車税

2 改正の内容

(1) 固定資産税及び都市計画税

① 地方税法等の改正に伴う条項の変更（項ずれ）について

（対象条項）

佐世保市税条例第29条第6項、第11項

佐世保市税条例附則第58項、第63項、第64項、第69項～第73項、第75項、第79項、
第80項及び第86項～第92項

（内容）

地方税法及び同法施行令の改正による、項ずれによるものです。

（根拠法令）

地方税法附則第15条第29項～第31項、第33項、第38項、第40項、第44項、第45項及び第47項

地方税法施行令附則第12条第19項

（施行期日）

公布の日

(2) 軽自動車税

① 環境性能割の導入に伴う所要の改正について

(対象条項)

佐世保市税条例第14条、第35条～第40条、第42条及び第43条

佐世保市税条例第44条～第48条（本5条については削除）

佐世保市税条例附則第60項、第81項～第83項及び第98項～第102項

佐世保市税条例改正附則（平成26年7月2日条例第15号）第13項

(内容)

環境性能割の導入に係る地方税法の改正により所要の改正を行うものです。

(根拠法令)

地方税法第443条～第445条、第450条、第451条、第453条、第454条、第457条

地方税法附則第29条の10～第29条の12、第29条の16、第29条の18

地方税法施行規則第15条の10

(施行期日)

令和元年10月1日

② 環境性能割の臨時的軽減の規定の新設について

(対象条項)

佐世保市税条例附則第 9 3 項及び第 1 0 3 項

(内容)

消費税率引き上げに伴う環境性能割の臨時的軽減の規定を新設する地方税法の改正によるものです。

(対象)

令和元年 1 0 月 1 日から令和 2 年 9 月 3 0 日までの間に取得された一定の条件を満たす三輪以上の
軽自動車（自家用乗用車に限る）

(根拠法令)

地方税法附則第 2 9 条の 8 の 2 及び第 2 9 条の 1 8

(施行期日)

令和元年 1 0 月 1 日

③ 環境性能割の賦課徴収の特例規定の新設について

(対象条項)

佐世保市税条例附則第 9 4 項～第 9 7 項

(内容)

環境性能割の賦課徴収は、当分の間、長崎県が自動車税の例により行うこととする特例規定を新設するものです。

(根拠法令)

地方税法附則第 2 9 条の 9

(施行期日)

令和元年 1 0 月 1 日

④ グリーン化特例（令和２、３年度分）の軽課の延長について

（対象条項）

佐世保市税条例附則第１０４項～第１０９項

（内容）

平成３１年４月１日から令和２年３月３１日までに新規取得（新車）した一定の環境性能を有する三輪以上の軽自動車については令和２年度分の種別割に限り、令和２年４月１日から令和３年３月３１日までに新規取得（新車）した一定の環境性能を有する三輪以上の軽自動車については令和３年度分の種別割に限り、概ね７５％・５０％・２５％軽減するものです。

例：軽四輪乗用（自家用）の電気軽自動車	年額 10,800 円 → 2,700 円
軽四輪乗用（自家用）のガソリン車（2020 年度基準＋30％達成）	年額 10,800 円 → 5,400 円
軽四輪乗用（自家用）のガソリン車（2020 年度基準＋10％達成）	年額 10,800 円 → 8,100 円 など

（根拠法令）

地方税法附則第３０条及び第３０条の２

（施行期日）

令和元年１０月１日

⑤ グリーン化特例（令和４、５年度分）の軽課の延長について

（対象条項）

佐世保市税条例附則第１０７項及び第１０８項

（内容）

三輪以上の軽自動車（自家用乗用車に限る）のうち電気軽自動車・天然ガス軽自動車に限定して、令和３年４月１日から令和４年３月３１日までに新規取得（新車）した軽自動車については令和４年度分の種別割に限り、令和４年４月１日から令和５年３月３１日までに新規取得（新車）した軽自動車については令和５年度分の種別割に限り、概ね７５％軽減するものです。

例：軽四輪乗用（自家用）の電気軽自動車 年額 10,800 円 → 2,700 円

（根拠法令）

地方税法附則第３０条及び第３０条の２

（施行期日）

令和３年４月１日

⑥ 地方税法の改正に伴う条項の変更（項ずれ）について

（対象条項）

佐世保市税条例附則第81項～第83項

（内容）

地方税法の改正による、項の削除、項ずれによるものです。

（根拠法令）

地方税法附則第30条

（施行期日）

公布の日

税制改正（環境性能割の導入）イメージ

改正前

改正後（令和元年10月1日～）

都道府県税

自動車税

保有課税

自動車取得税

普通自動車

軽自動車

取得課税

廃止

自動車税

《種別割》

《環境性能割》

普通自動車

都道府県
が徴収

市区町村税

軽自動車税

保有課税

《環境性能割》

軽自動車

《種別割》

軽自動車税

環境性能割

- ・納税義務者
三輪以上の軽自動車の取得者
- ・税率
燃費基準達成度等に応じて
非課税、取得価額×1～2%

種別割

- ・納税義務者
軽自動車等の所有者
- ・税率
軽四輪乗用（自家用）10,800円/年
原付（50cc以下）2,000円/年 など

◎ 税 制 改 正（環境性能割）の 概 要

令和元年10月1日に、自動車取得税が廃止されることに合わせて、自動車税・軽自動車税において「環境性能割」が導入される。

- 【制度概要】①新車、中古車を問わず、三輪以上の軽自動車の取得者を納税義務者とする。
 ②課税標準は自動車の取得価額^(※1)（免税点は50万円以下）。税額＝車両の取得価額×税率。
 ③税率は、燃費基準値達成度等に応じて^(※2)、以下のとおりとなっている。
 （軽自動車の税率は、当分の間 2%を上限とする。）

車 両 区 分			税 率		
	排ガス要件	燃費要件	自 家 用	営 業 用	
電気自動車・燃料電池車・プラグインハイブリッド車・天然ガス車等			非課税	非課税	
乗 用 車	ガソリン車 ・ ガソリンハイブリッド車 (H17年排出ガス 基準75%低減達成 ★★★★)	H32燃費基準＋10%達成			(※3)
		H32燃費基準達成	1.0%	非課税	0.5%
		H27燃費基準＋10%達成	2.0%	1.0%	1.0%
軽 量 車 (2.5t以下 トラック)		H27燃費基準＋20%達成	非課税	非課税	
		H27燃費基準＋15%達成	1.0%	0.5%	
	H27燃費基準＋10%達成	2.0%	(※3) 乗用車のみ 1.0%	1.0%	
上 記 以 外 の 車			2.0%	2.0%	

(※1)取得価額＝自動車取得のために通常必要とする価額として総務省令で定めるところにより算出した額。

車種・年式・グレードごとに一定の評価額が設定され、その評価額に経過年数を考慮(残価率)して算出。新車の残価率は1.0。

(※2)税率を決定する燃費基準は、2年毎見直されることとされている。

(※3)消費税率引き上げに伴う臨時的軽減措置として、令和元年10月1日～令和2年9月30日までの間に取得した自家用乗用車(新車・中古車)は、税率を1%分軽減される。＜平成31年度税制改正＞

○ 軽自動車税のグリーン化特例(軽課)に係る改正

乗 用

【改正前】

取得期間:平成30年4月1日～平成31年3月31日
 軽課年度:令和元年度(取得の翌年度のみ)
 (平成31年度)

区 分	軽 減 率
電気自動車 天然ガス自動車 (H30規制適合又はH21規制からNOx10%低減達成)	75% 軽減
2020年度基準+30%達成	50% 軽減
2020年度基準+10%達成	25% 軽減

【改正①後】

取得期間:平成31年4月1日～令和3年3月31日
 軽課年度:令和2年度、令和3年度(取得の翌年度のみ)
 ★現行の特例措置を単純延長(2年)

区 分	軽 減 率
電気自動車 天然ガス自動車 (H30規制適合又はH21規制からNOx10%低減達成)	75% 軽減
2020年度基準+30%達成	50% 軽減
2020年度基準+10%達成	25% 軽減

【改正②後】

取得期間:令和3年4月1日～令和5年3月31日
 軽課年度:令和4年度、令和5年度(取得の翌年度のみ)
 ★対象を 自家用の電気自動車等に限定して延長(2年)

区 分	軽 減 率
電気自動車 天然ガス自動車 (H30規制適合又はH21規制からNOx10%低減達成)	75% 軽減
2020年度基準+30%達成	軽減なし
2020年度基準+10%達成	軽減なし

※なお、上記はいずれも電気自動車等を除き、H30規制からNOx50%低減(★★★★)又はH17規制からNOx75%低減(★★★★)しているものに限る。

貨 物

【改正前】

取得期間:平成30年4月1日～平成31年3月31日
 軽課年度:令和元年度(取得の翌年度のみ)
 (平成31年度)

区 分	軽 減 率
電気自動車 天然ガス自動車 (H30規制適合又はH21規制からNOx10%低減達成)	75% 軽減
2015年度基準+35%達成	50% 軽減
2015年度基準+15%達成	25% 軽減

【改正①後】

取得期間:平成31年4月1日～令和3年3月31日
 軽課年度:令和2年度、令和3年度(取得の翌年度のみ)
 ★現行の特例措置を単純延長(2年)

区 分	軽 減 率
電気自動車 天然ガス自動車 (H30規制適合又はH21規制からNOx10%低減達成)	75% 軽減
2015年度基準+35%達成	50% 軽減
2015年度基準+15%達成	25% 軽減

【改正②後】

★特例措置の延長なし

※なお、上記はいずれも電気自動車等を除き、H30規制からNOx50%低減(★★★★)又はH17規制からNOx75%低減(★★★★)しているものに限る。